

マレーシアにおけるイスラム金融取引に係る所得税法の取り扱い

市野 初芳

1. はじめに
2. マレーシアにおけるイスラム金融制度の概観
3. イスラム金融取引の諸形態
4. イスラム金融取引に係る税務上の取り扱い
5. おわりに

【要旨】

マレーシアでは、イスラム金融取引、とりわけイスラム金融機関へ預け入れた預金から生じた利子は、イスラム金融上利得又は利益として扱われる。マレーシアでは、イスラム金融取引を規制する特定の税法はない。よって、マレーシアの現行所得税法では、イスラム金融上の利得又は利益を利子すなわち投資所得として扱う旨の規定を置くことにより、イスラム金融取引から生じた所得を現行所得税法の枠内で課税するための措置が講じられている。マレーシアでは、イスラム資本市場に国内外から投資資金を積極的に取り込むための税制上の優遇措置が総合的に講じられており、利子すなわち投資所得については課税が強化されるのではなく、多くの投資を呼び込むための優遇措置が講じられている段階である。

【キーワード】

イスラム金融取引、イスラム資本市場、日馬租税条約、マレーシア所得税法、マレーシア国内源泉所得、利子、投資所得

1. はじめに

マレーシアでは、1997年のアジア通貨・金融危機以降、イスラム金融取引が急速に拡大してきた。マレーシアのイスラム資本市場は、アジアにおけるイスラム金融の中心的な存在として位置づけられるようになった。このように、アジア地域においてイスラム金融取引が拡大しているにも関わらず、イスラム金融取引の具体的な内容や取引形態あるいは税務上の取り扱いについて、私たちは十分理解しているとは言えないのが現状である。

本研究ノートは、マレーシアにおけるイスラム金融取引に係る所得税法の扱いについて整理することを目的としている。このテーマを取りあげた主な理由は、イスラム金融取引に係る税務上の取り扱いについて、ほとんど明らかにされてこなかったからである。そこで、本研究ノートでは、イスラム金融取引において戒律で禁止されている利子が、マレーシアの現行所得税法上どのように取り扱われているのかを明らかにしたいと考えている。

周知の通り、イスラム金融取引ではシャリア原理にもとづき利子を禁じている。よって、イスラム金融機関へ預け入れた預金に係る利子は、利子として扱われないことになる。マレーシアでは、イスラム金融取引を規制対象とする特定の税法は制定されていないので、イスラム金融取引に係る所得は、現行所得税法において課税される。では、イスラム金融取引で利子として扱わない、預金に係る実質的に“利子”と考えられるものは、現行所得税法上どのように取り扱い、課税しているのだろうか。本研究ノートの目的は、この点を確認することにある。

以下では、マレーシアにおけるイスラム金融制度を概観し、具体的なイスラム金融の取引形態を確認した後、イスラム金融取引から生じた“利子”に係る現行所得税法の取り扱いについて確認していきたい。

2. マレーシアにおけるイスラム金融制度の概観

マレーシアの金融制度の特徴は、非イスラム圏でいう通常の金融制度（これを、コンベンショナル金融制度という。）とイスラムの金融制度が並存する制度を採用していることである¹⁾。マレーシアのイスラム金融制度の出発点は、1960年に設立された Pilgrims Fund Corporation であり、これは敬虔なイスラム教徒が巡礼に行くための費用として定期的に資金を貯めておくための預金機構であった。マレーシアにおけるイスラム金融制度は、1980年にプミプトラ経済会議がイスラム銀行の設立を認めるように建議したことに始まる。これらの要請を受け、

政府は、同年にイスラム銀行調査委員会を設置した²⁾。

- (1) 政府はシャリア原理に従って事業を行うイスラム銀行を設立する。
- (2) 提案された銀行は1965年会社法による会社として設立する。
- (3) 1973年銀行法はイスラム銀行には適用されない。イスラム銀行に対しては新しい法律を導入すべきであり、提案された法律の管理はマレーシア中央銀行が行う。
- (4) イスラム銀行は Shariah Supervisory Board を設置し、シャリア原理にしたがってイスラム銀行業務を保証する機能を果たす。

その結果、1983年にイスラム銀行法が制定され、マレーシア中央銀行がイスラム銀行の管理・監督機関として位置づけられることになった。同年、マレーシア最初のイスラム銀行である Bank Islam Malaysia が設立された。その後、イスラム銀行をさらに発展させるため、1993年にイスラム銀行スキームが公表され、一般の銀行がイスラムの金融商品やサービスを提供できる制度に改変された。また、1999年、マレーシア第2のイスラム銀行として Bank Muallalat Malaysia が設立されたが、その後の10年間にイスラム銀行スキームに参加する金融機関は37社に増加した³⁾。

イスラム銀行スキームに参加している金融機関は、1983年に Bank Islam Malaysia が設立されて以後、大きな発展を遂げている。イスラム銀行部門（イスラム銀行、一般銀行でイスラム金融を扱う部門）の総資産は、2000年以降年平均18.9%の伸びを示している。1983年の3.7億マレーシア・リングット（1,110億円、1マレーシア・リングット=30円で換算）から2002年3月には628.8億マレーシア・リングット（1兆8,864億円）に増加している。2006年の対前年比増加率は、20.5%であり、同年末のイスラム銀行の総資産額は1,330億マレーシア・リングット（3兆9,900億円）であり、銀行部門全体の12.2%のシェアを占めている。この増加の背景には、イスラムの行動原理でありシャリアに適切と判断されたイスラム金融商品に対する社会的ニーズが増加したこと、およびこのようなニーズの増加を受けて内外の一般金融機関がイスラム銀行部門へ算入し、受け皿そのものが拡大したことがあるものと考えられている⁴⁾。

一方、イスラムの金融商品に係る投資ファンドも増加している。マレーシアのイスラム投資ファンドは、1995年には7つのファンドがあるのみであったが、2005年には83ファンド、2006年には100ファンドに増加している。2006年における投資ファンドの投資対象別内容は、株式ファンドが50と半数を占めており、その他株式とスクーク（イスラム債）のバランス型が19、スクークファンドが18、その他13という構成である。このように、マレーシアにおける投資ファンドも急拡大しており、イスラム銀行部門の拡大とともに、イスラム金融を支え

る存在になっている。

また、マレーシアは、全世界のスーク市場のシェアの67%を占め、世界最大のスーク市場をもつ。1983年のイスラム銀行法の制定以後、政府はスークの発行を認める政府投資法を合わせて制定した。とくに注目すべきことは、民間企業によるスークの発行が1990年より開始され、2006年にはその発行額は420億マレーシア・リングgit（1兆2,600億円）であり、民間企業が発行する社債等の債券全体に占める割合は55%となっている。民間企業によるスークの発行は、一般債権の発行を上回る傾向になっており、民間企業が資金調達手段の一つとしてスークの発行を重視する傾向にあることを示すものと考えられる⁵⁾。

このように、マレーシアでは、2000年以降イスラム金融取引が急速に拡大していることが理解できる。その背景には、イスラム資本市場の発展を目指すマレーシア政府の政策的意図がある。マレーシアの証券委員会(Securities Commission: SC)は、2001年に今後10年間の金融部門と資本市場の発展を目指し、具体的な改善勧告を示した『資本市場マスタープラン⁶⁾』を公表した。マスタープランでは、マレーシアにおけるイスラム資本市場を国際センターとして成長させることを目的として、13項目にわたる戦略的勧告が示されており、政府の基本政策の一つとして位置づけられている。マレーシアにおけるイスラム資本市場の急拡大は、このような政府の積極的な支援の下で実現してきたものと考えられるのである。そこで、次節では、イスラム金融取引の具体的内容について検討し、コンベンショナルな金融取引との相違点を明らかにしていきたい。

3. イスラム金融取引の諸形態

一般的に、イスラム教徒は、独特で排他的な生活習慣を維持していると考えられている。とりわけ、商取引において、利子を禁止していることは知られているが、その宗教的背景や具体的な取り扱いについて十分理解されていないのが実情である。

以下では、イスラム金融取引を理解する前提としてイスラムの行動原理を確認し、つぎにイスラム金融取引の諸形態について概観する。

1) イスラムの行動原理

イスラムでは、シャリア(Shariah)を行動上の原理として位置づけている。シャリアは、イスラム教の聖典コーラン(Qura'an)と予言者ムハンマドが神から受けた啓示を記したハディス(Hadith)および当時の共同体の慣行であるスンナ(Sunnah)を法源とするイスラム教の戒律を意味する。

イスラム金融とは、このようなシャリヤを遵守する金融のことである。したがって、イスラム金融市場はシャリヤが規範となり、これに基づいて管理されるため、シャリヤ適格金融とも表現される。シャリヤでは、以下の5つの事項を規定している。

- (1) 利子（リバ：riba）の禁止
- (2) 豚肉、酒類、武器等の禁制品の取扱い禁止（ハラーム：haram）
- (3) 曖昧な契約（ガラル：gharar）の禁止
- (4) 投機やギャンブル行為（マイシール：maisir）の禁止
- (5) イスラムの商慣行（アルバイ：）の適用

シャリヤは、モスリムの文化や慣習および生活様式を幅広く包含した概念であり、日常生活において人々の行動を規制し、「人としての道を説く」規範であると位置づけられている。

聖典コーランは、利子を禁じている。それは、イスラム以前のアラビア半島では、金銭の貸借に対し利息を付していた。そこでは、僅か数ヶ月お金を借りるだけで返済金額が2倍以上になることもあり、金銭の貸借を巡り多くのトラブルが生じていた。よって、利子は、富の不平等な分配を生み出す要因であり、貸し手が何ら努力をしないで一定の利益を得ることができることから、イスラムでは利子を禁止したのである。また、利子を取ることは見返りに何かを提供することなしに他者の財産を奪い取り、利子を支払うために過重の労働が強いられるという圧迫と搾取を意味することになると考えられている。

このようなことから、シャリヤは、利子を禁止し、特に金銭の貸し借りに伴う利子は厳禁した。「お金は、実物経済に投資されて初めて意味をもつものであり、お金はそれ自体経済的価値を保蔵する手段であるに過ぎない」という基本的な考え方が示されている。よって、金銭の貸し借りではなく、実物経済に投資されることによって得た果実には積極的な評価を与え、資金をプロジェクトに投資し、リスクをともに共有し事業のパートナーになることをシャリヤは奨励しているのである。

2) イスラム金融の取引形態

イスラム金融取引は、シャリヤ原理に基づき、以下の2つに分けることができる。第一は、実物資産に関連づけたムラバハ、イスティスナ、イジャラ、サラームという取引形態がある。これは、利子の禁止というシャリヤ原理を背景に形成された取引形態であり、コンベンショナル金融の資産担保証券に類似するスクークという取引形態もここに位置づけることができる。第二は、プロジェクト投資に関連づけたムダラバ、ムシャラカという取引形態がある。これも、シャリヤ原

理を背景として形成された取引形態で、主として、利益とリスクを分け合うという考え方が基礎にある。

上記の他に、貯蓄および投資預金としてのワディア (Wadiah) がある。ワディアは、資金の所有者とイスラム金融機関との契約に基づく預金資産の委託運用である。イスラム金融機関は、委託された資産の運用者として機能し、顧客資産の運用と預金としての利便性を提供することを目的として資金を受け入れる。また、イスラム金融機関は、運用益を顧客に分配するとともに、顧客はいつでも自由に預金を引き出すことができる。

以下では、イスラム金融取引の基本的な形態である上記(1)ムラバハ、イジャラ、(2)ムドラバとムシャラカについて整理しておきたい⁷⁾。

(1)ムラバハ (Murabahah)

ムラバハは、商品や機械等の購入希望者がその商品を購入する際に利用するスキームであり、一般的には割賦販売に類似した取引形態である。ムラバハは、イスラム金融における資金運用全体の7割を占めるとされており、きわめて普及率の高い取引形態である。対象となる商品は、動産、不動産の区別はなく、機械や製品などの商品購入に広く利用されている。この取引は、イスラム金融機関が対象となる商品を顧客に代わって購入し、約定された一定のマージンを加えた上で顧客に転売される。したがって、金融機関が第三者からキャッシュで資産を購入した段階で、その資産の所有権は金融機関に移転する。顧客に所有権が移転するのは、すべての債務を顧客が払い終わった段階である。このように、ムラバハは、資産の売買取引であるので、必然的に対象資産の所有権の移転を伴う。

マレーシアでは、ムラバハの変形としてバイ・ビスマン・アジル (Bai Bithaman Ajil : 以下、BBA という。) と呼ばれるものがある。BBA は、マレーシア独自のイスラム金融であり、長期のクレジットのムラバハである。パキスタンや中東諸国では、同様の取引がバウムアジャル・ムラバハとして行われている。BBA は、資産のクレジット売買契約であり、現金取引のないムラバハである。BBA は、以下の3つの契約からなる。

- ① 財産購入契約：イスラム銀行が顧客から財産を購入する契約
- ② 不動産売却契約：イスラム銀行が顧客に BBA 価格で財産を売却する契約
- ③ 譲渡・請求権契約：イスラム銀行は担保物件として財産を保有する契約

BBA における取引の具体的な事例は、以下の通りである。

- ① 顧客は、購入しようとしている資産を決定する
- ② イスラム銀行は、所有者から現金ベースで (50,000 マレーシア・リングギット) で資産を購入する
- ③ イスラム銀行は、顧客に対してマージンをプラスした売却価格 (75,000 マレー

シア・リングット)で売却し、代金は60ヶ月の割賦契約で回収する

④ 顧客は、銀行に割賦代金を返済する

BBAは、資産購入金融の取引の1つであり繰延支払基準に基づいた商品売買契約である。BBAでは、金融機関が顧客の求める資産を購入し、後に顧客に対し金融機関のマージンを加えた販売価格で顧客に転売される。BBAのこのような取引形態は、ムラバハの基本的な仕組みに基づくものである。

(2)イジャーラ (Ijara)

イジャーラは、実物資産を賃貸借する契約形態であり、コンベンショナルな金融取引におけるファイナンス・リースと同様のものである。イスラム金融機関は、顧客が予め選んだ資産を業者から買取り、これを顧客と合意した一定の期間にわたってリースするのである。対象となる資産は、機械設備や航空機、船舶などあらゆる実物資産であり、その所有権は、イスラム金融機関が所有し、顧客にリースする取引形態である。シャリアによると、資産の所有権はその資産を所有・処分する権利と、その資産を利用する権利から構成される。イジャーラは、後者の権利をイスラム金融機関(レッサー)が顧客(レッシー)に貸与する取引形態であると考えられている。

イジャーラは、幅広く利用されているイスラムの金融形態の一つであり、資産のリース契約に関する合意である。イジャーラでは、イスラム金融機関がその資産を所有・処分する権利を有するため、リース期間中にリース資産に損害が発生した場合、その損失は金融機関の負担となる。よって、イスラム金融機関は、リスクを回避するための保険契約に加入するなど、その資産をメンテナンスする責任を負う。

(3)ムダラバ (Mudharabah)

ムダラバは、一種の投資型の金融であり、イスラム銀行における一般的な資金の運用形態である。ムダラバは、資金の貸し手(Rabbulmal)がプロジェクトの実施者(Mudarib)に対して資金提供を行うパートナーシップ契約であり、提供された資金は、現金の場合と実物資産の場合とがある。ムダラバ契約の相手は、一般的にイスラム金融機関が多く、提供された資金は、プロジェクトの実施者によりシャリアに適合したプロジェクトに投資される。

ムダラバでは、投資したプロジェクトから利益が発生した場合には、契約時に予め取り決めた利益分配比率に基づいてプロジェクトの実施者と資金の貸し手に利益が分配される。コンベンショナル取引の配当の支払に類似したものである。損失が発生した場合には、原則として、資金の貸し手がすべての損失を負担する。例外として、プロジェクトの実施者の過ちに起因する場合には、資金提供者が損失を負担する必要はない。

また、ムダラバ契約は、プロジェクトの実施者が資金拠出を求められるわけではないが、プロジェクトのマネジメント能力が求められる。また、資金の貸し手は、プロジェクトの実施者に一定の投資収益の保証を求めることはできない。それは、ムダラバが、資金の貸し手が投資リスクをプロジェクトの実施者と約定割合に応じてシェアするものだからである。このように、ムダラバをはじめとするイスラム金融は、損益の分配が基本であるという基本的な思考が基礎にある。

(4)ムシャラカ (Musyarakah)

ムシャラカは、コンベンショナル取引におけるジョイント・ベンチャーによる投資形態と類似するものである。ムシャラカは、ムダラバと同様、プロジェクトへの投資と配当という形態をとるが、ムダラバとは若干こととなるところがある。ムダラバは、資金の貸し手はプロジェクト投資から得られる配当を受取る権利を有するものの、プロジェクト自体の経営権は有していない。これに対して、ムシャラカは、資金の貸し手はその出資割合に応じてプロジェクトそのものの経営権を有するとともに、万が一損失が発生した場合には、資金の貸し手は出資割合に応じたリスクを負わなければならない。資金の貸し手とプロジェクト実施者はパートナーであるためジョイントベンチャーに類似した投資形態であると考えられる。

このように、ムシャラカは、特定のプロジェクトに対しイスラム金融機関がそのリスクを認識し、必要な審査を行なったうえで投資を行ない、かつ損益をシェアすることからシャリアに準拠した投資形態であると考えられる。一方、ムシャラカは、金融機関がプロジェクトの実施主体と同等のリスクを負う可能性があることから、他のイスラム金融の投資形態と比較しリスクが大きいので、通常、その契約期間が相対的に短期のプロジェクトや想定されるリスクが小さいもの、投資金額が巨額でないものに限定される傾向がある。

ムシャラカの取引形態は、①ムファワダ・パートナーシップ (Mufawada partnership)、②アラナン・パートナーシップ (Alanan partnership)、③アマアル・パートナーシップ (Amaal partnership) の3つに分けることができる。①は、すべてのパートナーシップが同等の資金を提供し、同等に利益の分配を行う。②は、資金提供と利益の分配が同意に基づいて行われるため、同等である必要はない。③は、パートナーはサービスを提供するのみで、資金提供や利益分配に参加することなく、パートナーはクレジットで財を購入しクレジット金額に応じて保証を提供する。

以上概観したとおり、イスラム金融取引の諸形態は、その基礎に必ず実物資産の取引が存在すること等イスラムの行動原理に準拠したものであること、およびイスラム金融取引におけるイスラム金融機関の果たす役割がきわめて大きいこと

が理解できる。マレーシア政府は、1997年のアジア通貨・金融危機以降、イスラム資本市場の発展を基本政策の一つに位置づけた。その背景には、欧米諸国の過剰な信用をベースとする金融取引の拡大に対して、実物資産を重視するイスラム金融取引の重要性を再認識したことがあるものと考えられる。

4. イスラム金融取引に係る税務上の取扱い

マレーシア証券委員会（Securities Commission; SC）は、2001年2月に『資本市場マスタープラン』を公表した。マスタープランでは、イスラム資本市場をマレーシアにおける証券市場の一つの重要なセグメントとして位置づけ、証券市場改革に対する包括的な戦略を示すとともに、今後10年間に改革すべき152項目（イスラム資本市場については13項目）にわたる勧告を行っている。その中で、イスラム金融取引に係る税務上の取り扱いについて以下のような勧告を行っている。

Recommendation 71では、イスラム資本市場を活性化するため税制および法制度を確立すべきことを勧告している。この勧告において、税務上改善すべき内容を示したものは以下の通りである。イスラム金融取引に係る税務上の取扱いは、以前実施された税務上の負担の増加により、コンベンショナルな金融市場（financial market）における同様の取引と比較し、きわめて不均衡なものであった。この問題を解決するためにいくつかの対策が講じられてきたが、イスラムの資本市場（capital market）とコンベンショナルな資本市場の双方の継続的な発展に資するために、このような税務上の不均衡を除去するより包括的な規定を制定する必要があるとしている。

また、SCは、イスラム証券取引を規制し、現行税制上の中立性を保証するため、イスラム資本市場における金融商品の開発やイノベーションを阻害し、また同市場への投資を抑制する可能性のある税法規定の見直し作業を推進するため税務当局との協力関係を構築すること、さらに両者の協力関係は、新たに導入された金融取引や金融商品に係る所得税法上の取り扱いを決める事前決定手続きの導入でさらに補完されることになる。これは、イスラム資本市場取引と同様にコンベンショナルな資本市場取引にも適用されることになるので、共通の特徴をもつ金融取引の税務上の取り扱い対する不統一や不確実性が除去されることになる、と勧告している。

このように、マスタープランでは、イスラム資本市場を活性化させるための対策として、コンベンショナルな資本市場とイスラム資本市場における投資活動に係る税務上の取り扱いの不均衡を排除し、とりわけイスラム金融商品等の税務執

行上の取り扱いを明確にするための関係機関との協力関係を構築することを勧告している。

また、Recommendation 72では、マレーシアのイスラム資本市場がイスラム圏の金融センターの中心になるという目的を達成するためには、マレーシア会計基準審議会（Malaysian Accounting Standards Board: MASB）と協力し、イスラム資本市場における適切な財務報告に関するフレーム・ワークを構築するための作業を行うよう勧告している。コンベンショナルな市場と同様に、確固とした財務報告に関するフレーム・ワークの構築は、イスラム資本市場を拡大するための一つの基礎的な要件であるとし、財務報告の質は、現在および将来投資家、規制機関、その他市場参加者に伝えられるイスラム金融商品や取引に関する情報が確かなものであり、国際的な基準に従ったものであることを保証するために欠くことのできない重要な役割を果たすとの認識を示している。そのための第一段階として、現在、MASBは、マレーシアで導入するAAOIFIが公表するイスラム会計基準をレビューしている。このレビューの結果最初に公表される会計基準は、2001年中に公表されることを目指している。SCは、シャリア諮問評議会（Syariah Advisory Council: SAC）とともに、イスラム資本市場に必要である適切な財務報告に関するフレーム・ワークを作成するため、MASBと緊密な協力関係を構築するよう勧告している。このように、マレーシアにおけるイスラム資本市場の発展は、財務報告に関するフレーム・ワークを作成し、企業の財務報告が国際的な基準に準拠して行われることにより、その質を高めることの必要性を認識した上で、所管する政府機関が協力し相応の役割を果たすことを求めているのである⁸⁾。

以上のように、2001年に公表された資本市場マスタープランでは、イスラム資本市場を活性化させるための税務上の制度改正の必要性と企業財務報告の質の向上を実現するための具体的な内容が勧告として明示されている。そこで、以下では、現行所得税法の規定を検討することにより、イスラム金融取引の所得税法上の取り扱いについて整理する。

1) 所得税法における取り扱い

マレーシアの所得税の特徴は、法人も所得税の納税義務者とされており、法人・個人ともに所得税法（Income Tax Act, 1967）に基づき課税される点である。所得税法は、第1条から156条までの規定および付則（Schedule）1～9により構成されている。

(1) 居住者・非居住者の判定（所得税法第7条）

所得税法における居住者・非居住者の区分は、課税上の取り扱いが大きく異なるためきわめて重要である。マレーシアにおける納税義務者は、滞在期間

(Duration of Stay) の状況により居住者・非居住者に区分され、その判定は量的基準 (Quantitative Test) により行われる。また、この場合の「滞在」は、マレーシアにおける滞在日数を意味し、「就労日数」の意味ではない。また、非居住者の特例として「就労日数 60 日以下」の給与所得は免税とされる⁹⁾。

所得税法第 7 条 1 項では、居住者・非居住者の判定について、以下の 4 つの条件を提示し、これに該当しない者を非居住者としている¹⁰⁾。

- (a) 当該暦年度におけるマレーシアの滞在日数の合計が 182 日以上の場合には居住者となる。
- (b) 当該暦年度におけるマレーシアの滞在日数が 182 日未満であるが、当該暦年度の前年度あるいは次年度を通して、連続かつ継続して 182 日以上マレーシアに滞在している場合は居住者となる。
- (c) 当該暦年度における滞在日数が 90 日以上であり、当該暦年度の直前 4 暦年度中の 3 暦年度において居住者であるかまたは 90 日以上滞在していた場合、当該暦年度の居住者となる。
- (d) 当該暦年度においてマレーシアにまったく滞在しない場合でも、当該暦年度の直前 3 暦年度において居住者であった場合および次年度に居住者である場合は、当該暦年度の居住者となる。

(2) 課税所得の範囲

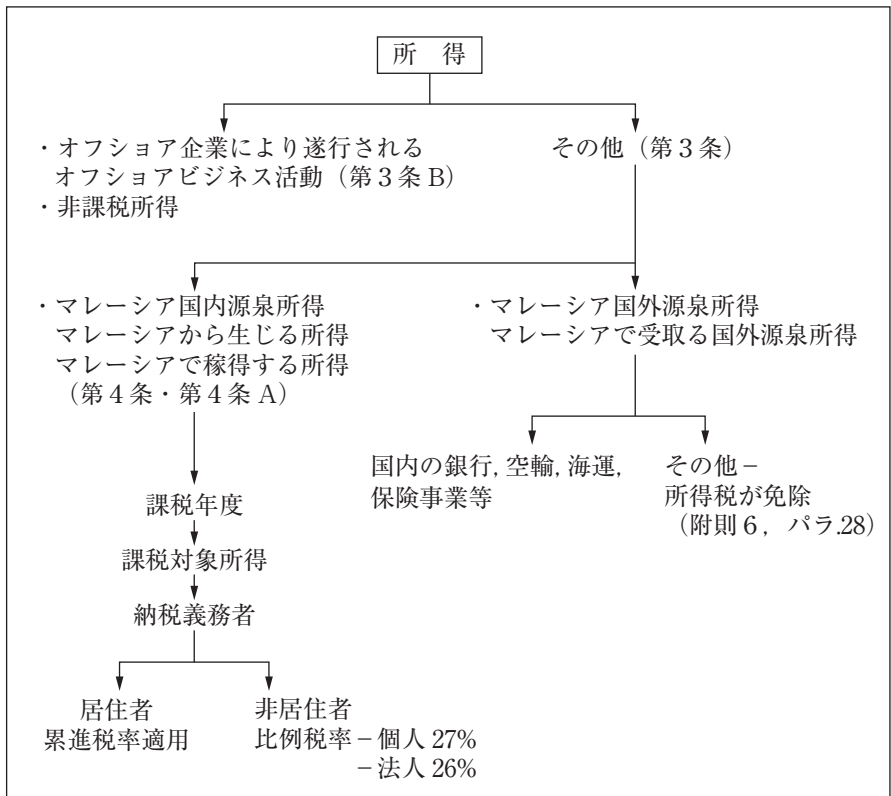
マレーシアにおける課税所得の範囲は、原則として、マレーシア国内源泉所得のみを課税対象としている。居住者または居住法人の課税対象所得は、「所得の源泉」の観点からつぎの 3 つに区分される¹¹⁾。

- i マレーシアから生ずる所得 (accruing in)
- ii マレーシアで稼得する所得 (derived from)
- iii マレーシアで受取る所得 (received in)

上記 i・ii は、当該所得をマレーシア国内で受取ったか否かという事実にかかわらず発生あるいは稼得した時点で課税所得になるものである。生じるという意味は、所得を受け取る権利が生じることを意味しており、また稼得は所得税法に規定する所得の源泉別に行われる稼得テストにより検証される¹²⁾。したがって、上記 i・ii の所得は、所得であるか否かの判断が、①「生じる」/「稼得」テスト、②マレーシア国内という地理的条件、の 2 つの要素によりなされる。上記 iii の所得は、従来の規定では、国外源泉所得がマレーシアに送金され、かつ居住者がそれを受領する場合に限って課税対象とされたが、2004 年の改正により、マレーシアに送金された国外源泉所得は銀行、保険、空輸、海運事業を除いて免税となった。

したがって、所得 (income) は、オフショア企業により遂行されたビジネス活動からの所得とそれ以外の所得に区別される。通常は、その他が選択されることになる。つぎに、その他の所得は、国内源泉所得または国外源泉所得に分類される。国内源泉所得は、課税年度、課税対象となる所得金額が算定され、つぎに納税義務者となる居住者には累進税率が適用され、非居住者には比例税率が適用され税額が確定する。他方、国外源泉所得は、上記で述べたとおり銀行、保険、空輸、海運事業を除いて免税である。この概要を表で示すと下記表1の通りである。

表1：課税所得の判断基準



Choong Kwai Fatt, *Malaysian Taxation, Principles and Practice*, Fourteenth Edition, Info World, March 2008, p.10 より作成。現在、非居住者の比例税率は、変更されている。

(3) 所得の区分

所得税法は、法人・個人の双方を対象としており、法人の課税標準について特別の規定はない。具体的には、所得を日本の所得税法のように、その種類ごとに規定し、それを合算して課税所得とする方法が採用されている。個人所得税における所得の区分は、(1)事業所得、(2)給与所得、(3)投資所得:配当、利子、割引料、(4)資産所得:賃貸料、使用料またはプレミアム、(5)年金、および上記以外の所得

で定期的な支払による所得、(6)その他の利得または利益、である。法人の場合は、上記(1)(3)(4)(6)が所得区分となる¹³⁾。金融機関等への預金等に係る利子は、所得税法上投資所得に区分される。

これらの所得金額は、収入合計よりこの収入を得るためにのみ発生した支出および費用を控除して算出される。なお、非課税または免税所得に関する規定が所得税法および付則等に規定されている。

(4) イスラム金融取引の“利子”に係る所得税法の規定

一国の税制は、その時々を経済状況等を反映して制定されるものと考えられている。マレーシアの税制の特徴の一つは、イスラム金融商品への投資に対してさまざまな優遇政策を実施してきたことである。しかし、マレーシアには、イスラム金融取引を規制対象とするための特定の税法は存在しない。したがって、マレーシア国内におけるイスラム金融取引から生じる所得は、現行所得税法の枠内に取り込まれ国内源泉所得として取り扱うよう規定されている。

現行の所得税法では、イスラム金融取引に係る規定はきわめて少ない。所得税法では、おもにイスラム金融取引に関連する規定は、所得税法第2条7項の利子に関する規定、第6条A(3)喜捨に係るリポートの取り扱い規定および第18条所得税法上取り扱う保険の範囲に係る規定、が置かれているだけである。

所得税法第2条7項は、一般の経済社会で利子と考えられている取引をイスラム金融取引ではシャリア原理にしたがって利子とは考えず、あくまでもイスラム金融取引から生じた利得あるいは利益の分配として扱う。そこで、このようなイスラムの考え方に対し所得税法第2条7項にはつぎのような規定を置いている。「シャリア原理にもとづいた取引において、利子に代わるものとして受け取った利得あるいは利益および発生した費用は、所得税法上利子として扱う」という規定である¹⁴⁾。イスラム金融では、一般の経済社会で利子として扱われるものを、イスラム金融機関と預金提供者から集めた資金の合理的な運用により、その利得あるいは利益を預金提供者へ分配したものであると考えるのである。そこで、所得税法では、第2条7項の規定を置くことにより、イスラム金融における利子に関する上記の論理をコンベンショナル金融の論理に置きなおすことができ、利子すなわち投資所得として区分し課税所得の算定に取り込むことが可能となる。所得税法第2条7項の規定は、利子に係る多様なイスラム金融取引を現行所得税法の枠内に画一的あるいは統一的に取り込むためのきわめて合理的な手法と考えられる。

マレーシア政府は、イスラム資本市場の発展およびイスラム金融取引の拡大を基本政策の一つに位置づけていることから、海外の富裕層がもつ余裕資金や広く

国民から貯蓄資金を集めるため、さまざまな税制上の優遇措置を講じている。つぎに、所得税法上、イスラム金融取引における利子に係る優遇措置がどのように講じられているか確認することにしたい。

(5) 所得税法における利子に係る免税措置

第1に、居住者に対する利子の取り扱いについて検討する。マレーシアでは、居住者である個人は、原則として、銀行やファイナンス・カンパニー等への預金の利子に対して5%の税率で源泉徴収されることが義務づけられている（所得税法第109条C）¹⁵⁾。この源泉徴収税額は、最終の確定税額であり、個人所得の年税額を計算する際に再度課税されることはない。マレーシアでは、個人の貯蓄率を高めることやイスラム金融取引への投資を促進するため、利子に対する一定の免税措置を講じている。

所得税法における免税措置は、所得税法127条および付則6に規定されている。特に、租税政策上の見地から利子に対する免税の取扱いは以下に規定されている（付則6、パラグラフ19, 33A, 33B, 34A, 35&35A）¹⁶⁾。財務大臣は、所得税法付則6に従って、主として以下の項目から生じた利子には課税しないこととしている¹⁷⁾。

- ① 下記の銀行等に預けている預金100,000マレーシア・リンギットに対応する利子は免税
- ・登録された協同組合, Bank Pertanian Malaysia, Malaysia Building Society Berhad, Borneo Housing Mortgage Finance Berhad, その他財務大臣が承認した機関に預けられた普通預金
 - ・Banking and Finance Institution Act, 1989により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーに預けられた普通預金
 - ・Bank Pertanian Malaysia, Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad, Bank Simpanan Nasional, Malaysia Building Society Berhad, Borneo Housing Mortgage Finance Berhad, Banking and Finance Institution Act, 1989により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーに預けられた満期12ヶ月未満の定期預金
 - ・Banking and Finance Institution Act, 1989あるいはIslamic Banking Act, 1983により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーの“Interest-Free-Banking Scheme”に預けられた預金
 - ・Banking and Finance Institution Act, 1989あるいはIslamic Banking Act, 1983により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーに預けられた満期12ヶ月未満の投資預金

- ② マレーシアの銀行等に預けている預金に対する利子は免税
- ・ Bank Simpanan Nasional に預けられた普通預金
 - ・ “Save as you earn” スキームによって Bank Simpanan Nasional に預けられた普通預金
 - ・ Lembaga Tabung Haji として預けられた預金
 - ・ Bank Pertanian Malaysia, Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad, Bank Simpanan Nasional, Malaysia Building Society Berhad, Borneo Housing Mortgage Finance Berhad, Banking and Finance Institution Act, 1989 により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーに預けられた満期 12 ヶ月以上の定期預金
 - ・ Banking and Finance Institution Act, 1989 あるいは Islamic Banking Act, 1983 により認可された銀行あるいはファイナンス・カンパニーの “Interest-Free-Banking Scheme” による満期 12 ヶ月以上の投資預金
 - ・ 中央銀行が発する Merdeka Bond
 - ・ Islamic Saving Scheme に係る預金
 - ・ Pergurusan Danaharta Nasional Berhad により発行された債券および有価証券
- ③ 非居住者が銀行およびファイナンス会社から受取る利子は免税
Banking and Finance Institutions Act 1989, Islamic Banking Act 1983, あるいは証券取引委員会により承認されたその他の機関
- ④ 以下の企業および機関等が発行する債券の利子は免税
- ・ 中央銀行が発する Merdeka Bond
 - ・ 政府が発行する証券あるいは債権
 - ・ クアラ・ Lumpur 証券取引所に上場する公開会社が発行する債券
 - ・ マレーシア格付会社等により格付けされた会社が発行する債券
 - ・ Pergurusan Danaharta Nasional Berhad により発行された債券および有価証券

以上のように、免税対象となる預金や債権等は、マレーシア政府・財務省により承認されたもの、SCの管理下にあるもの、およびイスラムという宗教行為に関わるもの等が中心であることが理解できる。また、非居住者や海外の投資ファンド等に対する利子に係る免税措置は、マレーシアの債券市場に海外の資本が流入することを奨励することを意図したものである。2004年11月以降、非居住者や海外の投資ファンド等に対する一部の免税措置は、非居住法人（マレーシアの事業拠点から生じる利子以外）にも適用されることになり、SCが認可したイスラム証券または無担保社債等、マレーシア政府が発行する証券に係る利子が対象

となり拡大されたのである。さらに、2008年からマレーシアの居住者に対して、SCが認可したイスラム証券または無担保社債等、およびマレーシア政府が発行する証券でリングgit以外の通貨で発行されるものに係る利子も免税として取り扱われることになった。このように、イスラム金融取引に係る利子はその多くが免税の対象となり、付則6で明示された金融機関等に係る100,000マレーシア・リングgitまでの預金に対する利子および満期12ヶ月以上の長期の預金利子も免税対象となっている。

マレーシア政府は、利子に対する優遇措置を講じることで、国内外の投資家に対し投資をするインセンティブを与えることを目的としている。例えば、イスラム金融機関に預金したワディア(Wadiah)預金による利益の分配(実質的には利子)は、所得税法上利子として扱われ、100,000マレーシア・リングgitまでの利子は免税となり、それを超える部分は税率5%で課税されることになる。また、ムダラバ(Mudarabah)スキームによる投資で得た利益の分配も利子として扱われるが、投資対象期間が12ヶ月あるいはそれ以上である場合は免税対象となる。

第2に、非居住者に対する利子の取り扱いである。マレーシアにおいて支払われる利子で、所得税法その他の法令で非課税もしくは免税でないものを非居住者に支払う場合は、15%の税率による税額を源泉徴収する(所得税法第109条)。所得税法第109条では、上記免税対象となる利子以外の利子およびロイヤルティに関する源泉徴収の有無を規定している¹⁸⁾。しかし、利子の受領者が非居住者であっても、その受領者がマレーシアに事業の場所を有していて、実際に事業を営んでいる場合には源泉徴収の対象としない。

国際課税の視点から見ると、日本とマレーシアの租税条約(以下、日馬租税条約という。)は、日本とマレーシアの経済・人的交流関係等を踏まえた上で、平成11年に全面改正された。同条約の内容は、OECDモデル租税条約を基礎としたものである。マレーシアでは、上記で述べたとおり、源泉所得である利子を非居住者に支払う場合は、15%の税率により源泉徴収が行われるよう規定されているが、日馬租税条約では「一方の締約国の居住者(法人、個人等)が他方の締約国において受取る配当、利子及び使用料に係る他方の締約国(源泉地国)での課税は、それぞれ次の税率(限度税率)を超えないものとされる。」とし、利子への課税は10%の税率とする旨が規定されている。この場合、原則として、租税条約は国内法に優先すると考えるので、当該非居住者に支払う利子に対する源泉徴収は、15%ではなく10%の税率により源泉徴収される。

利子にかかる日馬租税条約の特例では、従来、産業的事業に従事する法人のみが日本の居住者または居住法人に利子を支払う場合、税率は10%に軽減され、み

なし外国税額控除の適用は可能であったが、改正後の同条約では産業的事業へ従事するか否かにかかわらず税率が10%に軽減されることになったが、外国税額控除の適用は廃止された。また、源泉税が免除される利子として、政府、地方政府、中央銀行、政府が全面的に保有する金融機関等が受け取る利子がある¹⁹⁾。

(6) イスラム金融取引に係る税務上の優遇措置

イスラム金融取引に係る所得税法の取扱いは、イスラム金融取引を規制するという立場ではなく、むしろさまざまな優遇措置を講じることにより、国内外から積極的にイスラム金融商品に対する投資を呼び込むための措置であると解される。このような視点から現行税法の規定をみると、イスラム金融取引を対象としたさまざまな税法上の優遇措置が置かれている。これらの優遇措置は、以下のよう整理することができる²⁰⁾。

- ① イスラム金融機関および保険会社 (Takaful) に関する優遇措置；2006年9月から、Islamic Banking Act 1983に基づいて設立されたイスラム銀行あるいは財務省が認可した金融機関から非居住者が受取った利子は免税とする。
 - ・ Islamic Banking Act 1983により設立されたイスラム銀行およびTakaful(保険)会社が外貨建通貨で行った取引から得た所得は、2007年から2016年まで免税とする。
- ② ファンド・マネジメントに関する優遇措置
 - ・ シャリア原理の下で設立された海外投資家の資金を運用する国内および国外の企業は、2007年から2016年までの10年間 Management Fee を全額免税とする。これは、マレーシアにおけるイスラム・ファンドの経営活動をさらに促進させるための措置である。
 - ・ 従来、SCが認可したREITの留保利益に対して28%の税率で課税され、またその利益の分配を受けた居住者は確定申告による総合課税、非居住者は28%の税率で源泉徴収されていた。2007年の改正では、認可されたRIETが利益を90%以上分配した場合は非課税、90%以下の場合は27%の税率で課税されることになった。また、投資家は、居住者・非居住者ともに、15%の税率で源泉徴収されることになった。
- ③ イスラム金融取引に係る諸費用に関する優遇措置
 - ・ イスラム金融取引を行う際に係る証券作成費用、弁護士等への支払報酬等の諸費用を2008年から2010年まで税額控除の対象とする。
 - ・ イスラム金融取引のために設立したSPVの得た所得は課税対象としない。
 - ・ 非居住者がSCの認可したリングット建て社債への投資により得た利子は免税とする。

④ その他の優遇措置

- ・ イスラム金融取引は、実物資産の売買等を伴う取引が中心である。イスラム金融取引を促進するという意図から、2007年4月、不動産譲渡益税が廃止された。
- ・ 印紙税は、イスラム金融取引に係るものについて免税となったこと、および中小企業の借入に際し金銭消費貸借契約書に係る印紙税も免税となった。

5. おわりに

以上の検討から、以下のように整理できる。

- (1) マレーシア政府は、イスラム金融市場の成長および拡大を基本政策の1つに位置づけていた。1997年アジア通貨・金融危機以降、同国政府は、コンベンショナル金融に依存することのリスクを認識し、自国の安定的な発展のために実物資産取引にもとづくイスラム金融へ軸足を置き始めたものと考えられる。イスラム資本市場を発展させるため、国内外からの投資を呼び込むさまざまな制度上の基盤を整備することが喫緊の課題となった。同国政府は、その課題の一つとして、イスラム金融取引に関する税務上の取り扱いを検討し、イスラム金融取引を拡大するためのさまざまな優遇措置を講じることになった。
- (2) マレーシアでは、イスラム金融取引を対象とする特定の税法は存在しないということが一つの特徴であった。イスラム金融取引は、現行の所得税法の枠内で取り扱われている。具体的には、ワディア (Wadiah) 預金のようなイスラム金融取引から生じた利得あるいは利益の分配であっても、それが一般の経済社会で利子と認識されるものは所得税法上も利子すなわち投資所得として取り扱うという規定が置かれていた。イスラム金融取引ではシャリア原理にしたがって利子を禁止し利益の分配等という特定の取引形態を想定しているが、所得税法はコンベンショナルな金融取引を対象としているため所得税法第2条7項の規定を置くことで、イスラム金融取引を現行所得税法の枠内に置き換えるための措置が講じられていることが確認できた。
- (3) 所得税法上、イスラム金融商品への投資インセンティブを高めるための対策が講じられていた。所得税法上の利子の取扱いを見ると、とくに2004年度以降、海外からの投資を促進するためのさまざまな税務上の優遇措置が講じられてきた。これらの措置を、①銀行や保険産業、②ファンド・マネジメント、③イスラム金融取引に係る諸費用、④その他、という4つの視点から分類し

整理すると、イスラム金融取引を発展させるための優遇措置が“総合的”に講じられていることが確認できた。具体的には、優遇措置は所得税法に限定されるものではない。例えば、不動産譲渡益税の廃止である。不動産譲渡益税は、一定の政策目的の下、居住者・非居住者を問わず不動産の投機行為を抑制するために制定されたものである。しかし、イスラム金融取引は、実物資産の売買等を基礎とするものであることから、イスラム金融取引を促進するためには不動産譲渡益税が足かせとなる可能性がある。政府は、イスラム金融取引を活性化させるため、不動産譲渡益税を2007年4月から廃止した。これに伴い、イスラム金融取引を行う際の契約書等の作成時に課せられる印紙税も一部免税にするなど、イスラム金融商品への投資促進のためのさまざまな措置が講じられてきた。

- (4) マレーシアでは、イスラム金融取引について、税収確保の観点や特定の政策的見地からさまざまな規制手段を講じるという段階ではなく、現段階は国内をはじめ中東湾岸諸国や日本を含む欧米先進諸国からの投資資金を積極的に取り込むための税制上の優遇措置を総合的に講じている段階にあると位置づけられる。

マレーシア政府は、自国のイスラム資本市場をイスラム金融の中心的存在にすることを目標とし、今後もさまざまな対策を講じていくものと思われる。このようなことを背景として、今年度以降、どのような改正が税制上行われるのか、同国政府の対応を注視していきたい。

注

- 1) Securities Commission, “*Capital Market Development in Malaysia History & Perspectives*” 2004,p.243。
- 2) イスラム金融検討会編著『イスラム金融 仕組みと動向』日本経済新聞出版社、2008年1月、pp.107-109。
- 3) 糠田英輝『拡大するイスラーム金融』蒼天社出版、2007年9月、pp.28-32。
- 4) 糠田英輝、前掲書、pp.80-81。
- 5) 糠田英輝、前掲書、pp.94-98。
- 6) Securities Commission, *Capital Market Masterplan*, February 2001。
- 7) ここでは、主に、イスラム金融検討会編著『イスラム金融 仕組みと動向』日本経済新聞出版社、2008年1月、松田修「マレーシアにおけるイスラム銀行および会計制度」『名古屋産業大学論集』2007年3月および「マレーシアにおけるイスラム会計－イスラム金融取引の仕訳例－」『社会関連会計研究』2008年11月を参考に整理した。
- 8) Securities Commission, “*Capital Market Masterplan*”, February 2001,pp.180-181。
- 9) 税理士法人トーマツ『アジア諸国の税法第5版』中央経済社、2007年7月、p.366。
- 10) Veerinderjeet,S., & Teoh B.K., “*Malaysian Master Tax Guide 2008*” CCH, pp.36-40。

- 11) Choong Kwai Fatt, "*Malaysian Taxation, Principle and Practice*", Fourteenth Edition, Info World, March 2008, p.2.
- 12) Choong Kwai Fatt, *ibid.*, pp.8-10.
- 13) Veerinderjeet, S., & Teoh B.K., *op.cit*, pp.39-40.
- 14) Income Tax Act 1967 (As at 15th May 2008), ILBS, p.22-23.
- 15) Income Tax Act 1967 (As at 15th May 2008), ILBS, p.256.
- 16) Veerinderjeet, S., "*Veerinder on Taxation, Vol.1*" Arah Publications, pp.552-553. マレーシアの所得税法では、利息あるいは利子に関する定義は規定されていない。
- 17) Choong Kwai Fatt, *op.cit.*, pp.181-186., 税理士法人トーマツ, 前掲書, pp.381-382.
- 18) 所得税法第109条では、利子およびロイヤルティに係る源泉徴収を規定しているが、付則6では、金融機関やファイナンス・カンパニー、およびイスラム証券等に係る源泉徴収の免除項目が規定されている。
- 19) 税理士法人トーマツ, 前掲書, pp.426-428.
- 20) Jennifer Chang, *Taxation for Islamic Financial Services*, CERT, 2007.

参考文献

- イスラム金融検討会『イスラム金融 仕組みと動向』日本経済新聞出版社, 2008年1月。
櫻井秀子『イスラム金融 贈与と交換, その共存システムを解く』新評論, 2008年9月。
税理士法人トーマツ『アジア諸国の税法 第5版』中央経済社, 2007年7月。
本庄資『国際租税法 (四訂版)』大蔵財務協会, 平成17年5月。
前田匡史『詳解 イスラム金融』亜紀書房, 2008年4月。
松田修「マレーシアにおけるイスラム銀行および会計制度」『名古屋産業大学論集』, 2007年3月。
〃 「マレーシアにおけるイスラム会計－イスラム金融取引の仕訳例－」『社会関連会計研究』, 2008年11月。
糠田英輝『拡大するイスラム金融』蒼天社出版, 2007年9月。

- Choong Kwai Fatt, *Advanced Malaysian Taxation, Principles and Practice*, Tenth Edition, Info World, April 2008.
〃 , *Malaysian Taxation, Principles and Practice*, Fourteenth Edition, Info World, March 2008.
〃 , *Tax Research in Malaysia*, Kwai Fatt Tax Research and Consultancy, September 2005.
- Fazilah A.S., *The Malaysian Financial System-An Overview*, University Malaya Press, 2006.
Jennifer Chang, *Taxation for Islamic Financial Services*, CERT, 2007.
Malaysia Government, *Income Tax Act 1967*, International Law Book Services, May 2008.
Mohd. Daud B., Engku.R.A.E.A., *Essential Readings in Islamic Finance*, CERT, 2008.
Securities Commission, *Capital Market Masterplan*, February 2001
Securities Commission, *Capital Market Development in Malaysia-History & Perspectives, 2004*.
Salahuddin, A., *Islamic Banking Finance and Insurance A Global View*, A.S.Noordin, 2006.
Veerinderjeet S., *Veerinder on Taxation, Vol.2&Vol.2*" Arah Publications, 2008.
Veerinderjeet, S., & Teoh B.K., "*Malaysian Master Tax Guide 2008*" CCH, 2009